

ロッテ葛西ゴルフカード利用規約

(目的)

- 第1条 ロッテ葛西ゴルフ練習場(以下「本練習場」という)において使用するロッテICカード(以下「カード」という)については、本規約に則ってとり扱うものとし、カードの所持者(以下「利用者」という)は、本規約にしたがってカードを利用するものとします。
- 2 利用者がカードを使用する場合、本練習場の利用約款及び規約等の規定が適用されることを予め了承するものとします。

(種別)

- 第2条 本練習場が発行するカードの種別は次の通りとします。
- (1) 会員カード(記名式)
 - (2) ビジターカード(無記名式)

(登録)

- 第3条 会員カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申し込み用紙に必要事項を記入し、利用登録するものとします。
- 2 ビジターカードの利用にあたっては、利用者の個人情報の登録の必要はありません。

(カードの発行)

- 第4条 会員カードは申込者1名につき1枚を登録申込みと同時に発行し、申込者は当該カードの書名欄に署名するものとします。
- 2 会員カードは、利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
 - 3 前二項に違反して会員カードが不正に使用された場合そのために生じる一切の債務については利用者がその責任を負うものとします。
 - 4 ビジターカードは、別途定める所定の金額をお支払いいただくことにより発行いたします。
 - 5 ビジターカードは、利用者本人以外も利用することができます。
 - 6 ビジターカードは、発行当日に限り有効で、残高の有無にかかわらず、発行されたビジターカードは発行当日のうちにご返却していただきます。

(入金・チャージ等)

- 第5条 会員カードは所定の機器にて予めチャージ(入金)することにより、本練習場のサービスを会員カードにて利用することができます。なお、1枚のカードに繰り返しチャージすることができます。
- 2 利用後のチャージ残額については、所定の機器により確認することができます。
 - 3 カードのチャージ残額はいかなる場合にも返金いたしません。

(カード利用の停止・利用資格の喪失)

第6条 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると本練習場が判断した場合、本練習場は通知する事なく、カード利用を一時停止する措置をとることができます。

- 2 カードの利用状況が適当でないと本練習場が判断した場合、その他本練習場が必要と定めた場合、本練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。この場合利用者は本練習場に直ちにカードの返却をおこなうものとします。

(カードの紛失、盗難)

第7条 カードを紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、本練習場一切の責任を負いません。

(カードの再発行)

第8条 カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合は、本練習場は、会員カードに限り、本人の確認の上、所定の手数料をいただきカードを再発行いたします。なおその際、以前のカードは無効となります。

(失効)

第9条 会員カードは、本練習場の最終利用日より一年間ご利用が無い場合、チャージ残高は失効します。但し、チャージ残高は一旦失効しますが、利用者からの申し出があった場合は、本練習場の定める手続きを経たうえで、初回のみ、失効したチャージ残高を、再度、利用可能にする処理(以下、「再利用手続」といいます)を致します。それ以降、再利用手続を行った日より一年間ご利用が無い場合、チャージ残高は失効します。

- 2 前項の再利用手続を申し出ることができる期間は、本練習場の最終利用日から5年間とします。
- 3 ビジターカードは、カード発行当日限り有効で、その後チャージ残高は失効します。

(登録事項の変更)

第10条 会員カードの利用者は、住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに本練習場へ連絡するものとします。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、本練習場は、会員カードの利用を停止することがあります。

(不慮の事故による損害)

第11条 天災等、当社の責任に帰すべからざる理由から発生した利用者の損害については、本練習場は責任を負いません。

(規約の改定)

第12条 本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

- 2 本練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 3 前二項の場合において、本練習場は一切の責任を負いません。

以上

2015年 2月 1日制定